

令和 8 年 9 月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

7月28日に発生し、最大震度7が観測された「令和8年熊本地震」、また、8月13日に千葉県で発生した記録的な豪雨は、甚大な人的被害や家屋被害をもたらしており、改めて、我々の生活は常に災害リスクと隣り合わせであることを痛感いたしました。これらの災害でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

熊本地震の被災地では、猛暑のなか、余震が続いており、多くの方々が過酷な避難生活を余儀なくされ、復旧活動や生活再建は極めて厳しい状況にあると認識しています。

本市といたしましても、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、職員を派遣して、給水支援、罹災証明書申請受付の支援、保健師による健康支援などを行っています。また、市役所と総合支所への義援金箱の設置や、被災された方々の相談窓口を設け、市営住宅の提供準備を行うなどの対応も実施しているところであり、今後も被災地の皆様に寄り添いながら、必要な支援に取り組んでまいります。

7月22日から29日まで、第二アリアンサ鳥取村入植100周年記念式典及びブラジル鳥取県人会創立75周年記念式典に参加のため、ブラジル・ミランドポリス市及びサンパウロ市を訪問いたしました。

第二アリアンサ鳥取村は、大正15年、鳥取県海外協会のご尽力により開かれ、多くの移住者が送り出され、今年は、入植100周年という記念すべき年となります。

ブラジル鳥取県人会は、昭和27年に設立され、今年で設立74年を迎えますが、第二アリアンサ鳥取村入植記念に合わせ、1年前倒して75周年記念式典を開催されました。

昭和27年は、本市において市街地の大半を失う鳥取大火が発生した年でもあり、ブラジル鳥取県人会は、その義援金を集めることを契機に設立されたと伺っております。私たち市民はこのご恩を決して忘れることなく、次の世代へしっかりと伝えていかなければなりません。

この度の式典では、日本語学校の生徒による日本語での発表や、ブラジル鳥取県人会の方々の鳥取しゃんしゃん傘踊りの披露など、入植から100年を経た今日においても、ふるさと鳥取を大切にされている姿に大変感銘を受けました。また、ブラジル移住の歴史的意義を改めて認識し、第二アリアンサ鳥取村とブラジル鳥取県人会の皆様と親交を深めるとともに、100年を超えてつながるこの絆を、これからも大切に育んでまいりたいと思います。

2. クマ対策

昨年から、全国の市街地や人里へのツキノワグマなどの出没が相次いで報告されるなか、本市としても、報道機関などのご協力もいただきながら、例年以上に、被害防止に向けた注意喚起に取り組んでいるところです。

本市では、本年7月に、梨園におけるツキノワグマによる食害が続いたことから、捕獲檻やセンサーカメラの設置を行うとともに、梨農家の皆様による電気柵の設置などの対策により、クマ被害の最小化に向け、関係者の皆様と連携した取り組みを進めています。

クマ対策については、昨年9月1日から、市町村の判断により、人の日常生活圏内にとどまるクマなどの銃猟が行える「緊急銃猟制度」が施行されました。本市も、これにあわせ、暫定マニュアルを整備・運用してきたところ、このたび、全国の事例や鳥取県のマニュアルなどとの整合性を確保し、対応レベルを3段階に分類し、庁内の役割などを整理した「鳥取市緊急銃猟対応マニュアル」の正式運用を開始したところです。

さらに、今定例会においては、緊急銃猟に出動していただく鳥取市鳥獣被害対策実施隊員が、実際の出動場面を想定した緊急銃猟訓練へ参加するための経費を計上するなど、引き続き、本市における鳥獣被害対策の体制強化を図ってまいります。

3. 鳥取しゃんしゃん祭

第62回目となる「鳥取しゃんしゃん祭」は、8月13日から15日までの3日間で開催し、観客総数32万4千人の賑わいとなりました。13日の前夜祭は、20周年を迎えたすずっこ踊りで盛大に幕を開け、14日の一斉傘踊りには、昨年を上回る114連3,435人の踊り子が参加し、華やかな傘が一斉に舞う美しい光景が披露され、中心市街地が人と活気にあふれました。最終日となる15日の市民納涼花火大会では、過去最大級となる約1万発の花火が鳥取の夜空を彩り、祭りのフィナーレを盛大に飾りました。

祭りの開催に当たりましては、使用する傘を市内で唯一製作されていた事業者の廃業に伴い、傘の供給不足が心配されていましたが、市内外から大変多くの寄附を頂戴し、必要本数を確保するとともに、後継者の育成による傘の供給体制の構築を進めているところです。

また、踊り子や観客の皆さんに安全・安心に祭りを楽しんでもらうよう、運営体制の見直しや安全対策の強化にも取り組むなど、今後も関係者の皆様と連携し、伝統ある祭りの継承とさらなる発展、魅力の向上に努めてまいります。

4. まちなかの未来づくり

鳥取駅周辺再整備の取り組みは、8月3日に開催した「第9回鳥取駅周辺リ・デザイン会議」において、整備計画の素案について承認をいた

だき、その歩みを着実に進めています。8月23日には、第3回となる「鳥取駅周辺リ・デザイン市民フォーラム」を開催し、私自身が整備計画の素案について説明を申し上げるとともに、計画策定に携わっていた関係者や、市民の皆様との意見交換を通じて、鳥取駅周辺の未来の姿について、ともに考え、貴重な意見やアイデアを伺うことができました。

現在は、市役所本庁舎1階に説明コーナーを設け、3D映像などで完成イメージを体感いただきながら、ご意見などをお聞きするとともに、本日9月1日からは、市民政策コメントの募集を開始いたしました。こうした取り組みを通じて、市民の皆様から幅広いご意見をいただき、より実効性のある整備計画へと磨き上げてまいります。

中心市街地では、商店街や地域の皆様との協働による熱意ある取り組みも生まれております。今年度は、鳥取本通商店街に加え、若桜街道商店街において、土曜夜市が10年ぶりに復活し、多くの人で賑わう光景が生まれました。これは、商店街関係者の皆様が、もう一度まちを盛り上げようとする強い思いを持って行動された結果であり、中心市街地に新たな活力を生み出す大きな一歩であると受け止めております。

また、7月7日には、鳥取駅前の新たなビジネス拠点として整備を進めてきた「鳥取市まちなかビジネス共創スクエア」がグランドオープンし、すでに県外企業など12社が入居しております。駅前に人が集まるだけではなく、新しい仕事やビジネスが生まれ、若者をはじめとする多

くの人が働き、挑戦する、そうした新たな動きを、この共創スクエアから生み出してまいります。

さらに、中心市街地の目指す将来像やその方策を示す「グランドデザイン」についても、今年度中の策定を目指して取り組んでおります。商店街の皆様の挑戦、新しいビジネスを生み出す人々の力、再整備によって生まれる新たな人の流れ、そして地域の皆様の思いをつなぎ合わせ、まち全体に仕事と賑わいを生み出していくことが、本市の目指す姿です。若者や子育て世代をはじめ、誰もが「このまちで暮らしたい」「このまちで挑戦したい」と思える、市民の皆様がワクワクするような未来を、市民の皆様とともに創っていく、その思いを胸に、関係者の皆様と力を合わせ、鳥取のまちの未来を切り拓いてまいります。

5. D Xの推進

本市では、鳥取市デジタルトランスフォーメーション（D X）推進方針の基本理念である「市民一人ひとりにやさしいデジタル化で、市民生活を豊かにする」のもと、「地域社会のD Xの推進」、「行政のD Xの推進」、「デジタル社会の基盤づくり」の3つの柱を掲げ、デジタル技術を活用して地域社会と行政の課題の解決に取り組んでいます。

その具体的な取り組みの一つとして、マイナンバーカードやI C Tツールなどを活用し、窓口業務や申請業務などを抜本的に見直し、市民の利便性を向上させる「デジタルフロントヤード改革」を組織横断的に展

開し、市民の皆様の負担を減らす「書かない窓口」の推進や、個人の状況に応じて必要な手続きや持ち物を案内する「手続きナビ」の整備などを進めているところです。

さらに、12月から約5か月間、コンビニエンスストアなどでの各種証明書の交付手数料の減額を行うほか、オンラインで可能な行政手続きの拡充など、市民サービスの向上と、窓口の混雑緩和や業務効率化、職員の負担軽減を一体的に進めてまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

7月5日に開催された鳥取県消防ポンプ操法大会小型ポンプ操法の部において、本市消防団神戸分団が見事優勝し、10月31日に東京都において開催される第31回全国消防操法大会へ鳥取県代表として出場することとなりました。本市として初の快挙であり、日頃から地域防災のために献身的に活動されている神戸分団の皆様に、心から敬意を表します。

全国消防操法大会は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、地域防災を担う消防団の活動を広く発信する重要な大会です。神戸分団の全国大会での健闘を心から期待するとともに、今回の出場を契機として、消防団員のさらなる士気高揚と技術力の研鑽につなげ、本市の地域防災力の充実に努めてまいります。

また、鳥取県東部広域行政管理組合消防局と連携し、狭隘化、老朽化

などの課題を抱える消防庁舎の整備を進めるなど、増加する救急需要や全国的に頻発する自然災害に対応できる体制の整備を図るとともに、常備消防体制の一層の強化を推進してまいります。

7. ワールドマスタースゲームズ 2027 関西大会

来年5月に、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西大会が開催されます。当初は令和3年に開催予定であったところ、新型コロナウイルス感染症のまん延により二度の延期があり、このたび令和9年5月15日から18日の日程で、本市におきまして、アーチェリー競技を実施することとなりました。

本大会の開催に向けては、本年6月にはヤマタスポーツパーク多目的広場にてアウトドア競技のプレ大会を実施しており、12月には同県民体育館にてインドア競技のプレ大会の実施を予定しています。これらのプレ大会で得られた会場設営、競技運営などのノウハウを活かし、世界中からご参加いただく約1,000人の選手の皆様に、最高のパフォーマンスを発揮していただけるような競技環境を提供していきたいと考えています。

また、本大会を成功させることは、生涯スポーツの機運の醸成はもとより、世界各国から訪れる選手・関係者の皆様に鳥取の魅力に触れていただく絶好の機会となり、交流人口の拡大や宿泊・飲食・観光など地域経済への波及効果をもたらすとともに、鳥取の知名度・ブランド力の向

上を通じた地域全体の活性化につながる契機となるものと考えており、鳥取県及び関係団体などと綿密な連携を図りながら、本格的に開催準備を行ってまいります。

8. 令和7年度の決算

令和7年度の歳出は、世界的なエネルギー価格の高騰などが市民生活に大きな影響を及ぼすなか、物価高騰対策に迅速に取り組むとともに、子育て支援や教育の充実、地域共生社会の実現、麒麟のまち圏域の連携強化など、さまざまな施策を積極的に実施いたしました。

一方で、物件費や補助費のほか、人件費も増加傾向にあり、引き続き、鳥取市市政改革プランに基づく歳出の適正化が必要と考えております。

歳入については、令和6年度に実施された定額減税が終了したほか、全国的な賃金上昇に伴い個人市民税が増加したことなどにより、市税については17年ぶりに250億円を超える決算となりました。また、国税の増加に伴い増額となった地方交付税のほか、交付税措置率が高い市債、国の臨時交付金などを最大限活用し、財政健全化に意を用いた財政運営に努めました。

これにより、一般会計のほか12の特別会計において全て黒字決算となりました。実質公債費比率は0.2ポイント改善し8.8%に、将来負担比率は2.4ポイント改善し67.0%となりました。いずれも国が示す健全化の判断基準を大幅に下回っており、財政の健全性は堅持で

きているものと考えています。

今後も、中長期的な展望に立ち、明るい未来のための持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第117号から議案第120号までは、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第121号から議案第125号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の令和7年度決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第126号は、多機能端末機による証明書等の交付手数料を、令和8年12月1日から令和9年4月29日までの間、一律100円に減額する特例を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第127号は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、認可地縁団体の手続きについて所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第128号は、水道法の一部改正に伴い、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に係る規定の追加を行うほか、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１２９号は、辺地対策事業債の活用事業などを、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第１３０号は、過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第１３１号は、鳥取市循環バスくる梨の車両の購入について、必要な議決を求めるものです。

議案第１３２号は、鳥取市民体育館再整備事業契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第１３３号は、大森団地ＲＧ３棟改修（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第１３４号は、(仮称)鳥取市北部学校給食センター新築（給排水）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第１３５号は、市道の路線の廃止を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第１９号は、鳥取市土地開発公社など２０法人から、令和７年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第２０号及び報告第２１号は、令和７年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

報告第２２号は、令和８年４月２６日、鳥取市立湖東中学校敷地内において、部活動中に、打球が相手方の住居外壁を破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和８年７月１３日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２３号は、令和８年７月１０日、市営住宅のトイレ給水管から漏水し、２階住戸が浸水したことにより、相手方に損害を与えた事故の損害賠償の額及び和解について、令和８年７月３０日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２４号は、令和７年１１月１４日、鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンターにおいて発生した雨漏りにより、相手方が転倒し、骨折した事故の損害賠償の額及び和解について、令和８年７月３０日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２５号は、令和８年７月１日、鳥取市河原町中井地内において、本市が所有する水路の経年劣化による道路の陥没に相手方車両がはまり、車体が損傷するなどした事故の損害賠償の額及び和解について、令和８年８月３日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２６号は、令和８年４月２３日、鳥取市国府町宮下地内の市道区画道路１３号線を公用車が走行中、市道区画道路２７号線を走行してきた相手方車両と交差点内で接触した事故の損害賠償の額及び和解について、令和８年８月７日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。